

# 令和5年度 サロン活動助成金申請書

提出期限 令和5年5月31日（水）



《 問合せ先 》

社会福祉法人 明石市社会福祉協議会 地域支援課 地域福祉係

〒673-0037 明石市貴崎1丁目5番13号

電話：078（924）9105 FAX：078（924）9109

## サロン活動助成について

目的	<p>高齢者や子育て中の親子、障がい者などが地域で孤立することなく安心して暮らせる地域づくりを目指し、地域住民の主体的活動として身近で気軽に集えるふれあい、交流拠点づくりに対して支援を行うことを目的とする。</p>
サロンとは	<p>&lt;ミニケアサロン&gt; 日頃から何らかの支援が必要な地域内の虚弱な高齢者や障がい者を対象としたふれあい活動</p> <p>&lt;ふれあいサロン&gt; 地域内の高齢者や子育て中の親子や児童など地域住民を対象とした居場所や交流の場づくりを目的とした活動</p>
対象となるグループ	<p>市内の地域住民を構成員（5人以上）とし、市内地域を拠点に、ミニケアサロンもしくはふれあいサロンを運営するグループ</p> <p>※明石市もしくはその外郭団体等から次のサロン運営助成金を受ける場合は対象外になります。 (<u>サロン活動助成金交付要綱第3条第2項第4号</u>)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シニア活動応援事業補助金</li> <li>・認知症カフェ助成金</li> <li>・市民活動サポート事業補助金</li> <li>・こども応援助成金</li> <li>・こども食堂運営助成金 等</li> </ul>
対象となる活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な地域の公民館、集会所、民家の空きスペースなどを利用したもの</li> <li>・地域の見守り活動のひとつとして地域住民が主体的に行うもの</li> <li>・参加者同士の情報交換をはじめとした交流・閉じこもり防止、生きがいづくりを目的としたもの</li> </ul> <p>※ 開催回数 おおむね月1回、年度10回以上</p> <p>※ 参加者数 年度のべ50人以上</p>
助成金額	30,000円以内
申請から報告までの流れ	<p>提出期限までに申請書を提出 →社会福祉協議会にて審査後、決定通知送付</p> <p>※振込は7月上旬を予定、状況により前後することがあります →翌年3月に実績報告書を配布 →翌年4月に実績報告書を提出</p> <p>※書類審査後、必要に応じて調査し不適合とみなした場合は返還頂くこともあります</p> <p>※活動に係る領収書は必ず保管しておいてください</p>

※社会福祉協議会の広報等にサロン情報を掲載させていただきます。

※提出期限以降に提出された場合の助成金額は以下のような算出となります。

(申請月から3月までの月数) × 2,500円 以内

## 【助成対象となる経費】（サロン活動助成金）

助成対象となる経費は、対象期間中に支払った、下記に記載のある項目に限ります。

項 目	内 容
消耗品費	文房具(筆記用具、ノート など)、事務用品(コピー用紙、封筒 など)、活動用資材(折り紙、用紙、テープ類 など)、 など <u>※商品単価が1万円以上の場合は助成の対象となりません</u>
通信運搬費	切手、はがき、資機材の運送費用 など
印刷費	資料やチラシなどの印刷・作成費用、コピー・プリント費用
賃借料	施設使用料(会場利用料、冷暖房 など)、活動資機材レンタル費用、駐車場使用料 など
保険料	保険加入の掛金(ボランティア・市民活動災害共済、ボランティア活動行事用保険 など) <u>※ボランティア活動に係る保険加入の掛金に限ります</u>
食材料費	つどい場活動、交流活動などで、参加者に対して提供する、飲料、菓子、調理材料、弁当 など <u>※つどい場活動などの参加者に係るものが対象です</u> <u>※弁当などを提供する場合は1食650円程度が目安です</u> <u>※明石市社会福祉協議会からの助成金以外に収入がない場合は、参加者から参加料・実費負担などの徴収に努めてください</u>
手数料	振込手数料 など
諸謝金	演奏会、季節に応じたイベントなどの講師に対する謝礼 <u>※グループ構成員が講師となった場合は助成の対象となりません</u>
旅費交通費	活動に係る交通費 <u>※講師、グループ構成員に係る旅費のみが対象です</u> <u>※公共交通機関を利用した場合の実費のみが対象です</u> <u>※自動車移動の場合のガソリン代は助成の対象となりません</u>

※上表に記載のない項目は助成対象となりません。「雑費」等の項目は認められません

※明石市社会福祉協議会からの助成金以外に収入がなく、住民などを対象としたつどい場活動などを実施する場合は、参加者から、参加料・実費負担などを徴収するよう努めてください。

**【助成対象とならない経費】**

項 目	内 容
人件費	活動に対する報酬として支払われる費用(給料、手当 など)
事務所費用	家賃、電気、ガス、水道、電話、インターネットなど、定期負担の費用
記念品費用	グループ構成員を対象とした記念品配付、参加者への記念品配付
飲食費	グループ構成員に対する飲料、菓子、弁当の提供、会食に係る費用
備品購入費	商品単価が1万円以上の備品
その他	慶弔費や見舞金などの費用 周年行事などへの積み立て費用 具体的な用途が定まっていない費用 領収証の宛名が異なっている費用 活動と直接関係のない費用

**【繰越金の取り扱いについて】**

グループの会計において繰越金が生じている場合には、明石市社会福祉協議会からの助成金交付時期なども勘案した上で、助成金の減額を行う場合があります。また、繰越金の額が明石市社会福祉協議会から交付した助成額を大幅に上回る場合(助成額の2倍程度を目安)は、当該年度分の助成金について清算を行っていただく場合があります。

年 月 日

社会福祉法人 明石市社会福祉協議会  
理事長 様

グループ名  
代表者住所  
代表者氏名  
電話番号 - - ⑩

サロン活動助成金交付申請書

下記のとおり助成金の交付を受けたいので、サロン活動助成金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 活動名 サロン活動
- 3 サロン名
- 4 活動の目的  
及び内容
- 5 活動着手日 着手 令和 5年 4月 1日  
完了予定日 完了 令和 6年 3月 31日
- 6 添付書類
  - (1) 活動計画書
  - (2) 収支予算書
  - (3) 構成員名簿
  - (4) 通帳のコピー（表紙・見開き）

※サロン活動助成金交付要綱第3条第2項第4号に上げている補助金・助成金等を申請していない団体ですか。 申請していません 申請しています（申込不可）

# 令和5年度 サロン活動計画書

グループ名 \_\_\_\_\_

1. サロン名 \_\_\_\_\_
2. 参加費 無料・有料（1回あたり 円）その他 \_\_\_\_\_
3. 開催回数（年度） \_\_\_\_\_回 ※年度10回以上
4. 参加者数（年度） のべ \_\_\_\_\_人（※年度50人以上、ボランティア除く）
5. 開催内容 場所 \_\_\_\_\_
- 時間 午前・午後 時 分～ 時 分
- 開催頻度  
 月 \_\_\_\_\_回 第 \_\_\_\_\_（ ）曜日  
 週 \_\_\_\_\_回 \_\_\_\_\_（ ）曜日
6. 助成金振込先

金融機関名	銀行・農協 金庫・組合														
支店名	本店・支店 出張所														
口座番号	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">1. 普通</td> <td colspan="5">2. 当座</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>	1. 普通		2. 当座											
1. 普通		2. 当座													
名義人（カナ）															
名義人（漢字）															

# 令和5年度 サロン活動収支予算書

グループ名 \_\_\_\_\_

( 収 入 )

項 目	予 算 額	備 考
前年度繰越金		
サロン活動助成金		
参加者利用料		
合 計		

( 支 出 )

項 目	予 算 額	備 考
合 計		